

単独荷卸しに係る仕組みの評価委員会に関する規程

平成 11 年 4 月 1 日危保規程第 5 号
最終改正平成 17 年 5 月 6 日危保規程第 12 号

第1 目的

この規程は、単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する業務規程(平成 11 年 4 月 1 日危保規程第 3 号)第 3、2 の規定に基づき、単独荷卸しに係る仕組みの評価委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 職務

委員会は、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)の理事長(以下「理事長」という。)の求めに応じ、単独荷卸しに係る仕組みの評価に関し、必要な事項について審議し、意見等をとりまとめ、理事長に報告する。

第3 組織

- 1 委員会は、7 名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから理事長が委嘱する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2 年とする。
- 2 委員は、再任を妨げない。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、その会務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がこれを代理する。

第6 庶務

委員会の庶務は、協会業務企画部が行う。

第7 その他

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 17 年 5 月 6 日危保規程第 12 号)

この規程は、平成 17 年 5 月 6 日から実施する。